

資料編

米子市の環境に関する市民アンケート調査結果(市民編)

環境基本計画の見直しに当たり、環境に対する市民意識や家庭における省エネの取り組み状況等の変化を把握することを目的に、計画策定時に実施したものと同様のアンケートを実施しました。

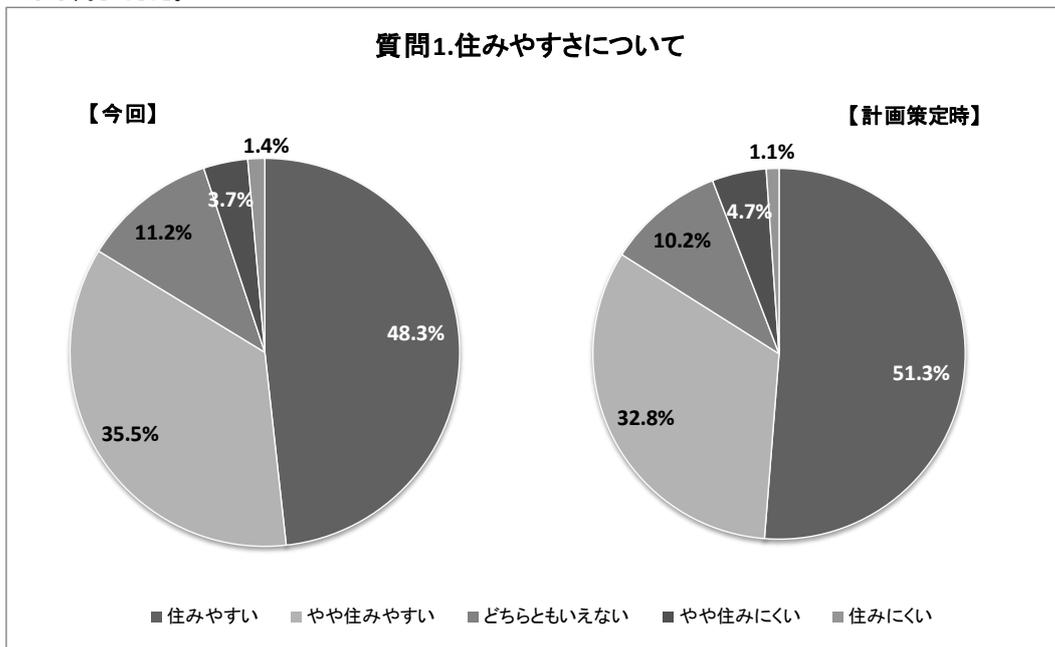
●調査概要●

調査期間	平成27年5月31日～6月14日
調査対象	米子市内居住の20歳以上方から無作為に抽出
配布・回収方法	郵送による配布・回収
配布数	3,000人
回収数(回収率)	1,274人(42.5%)

【身近な環境の様子について】

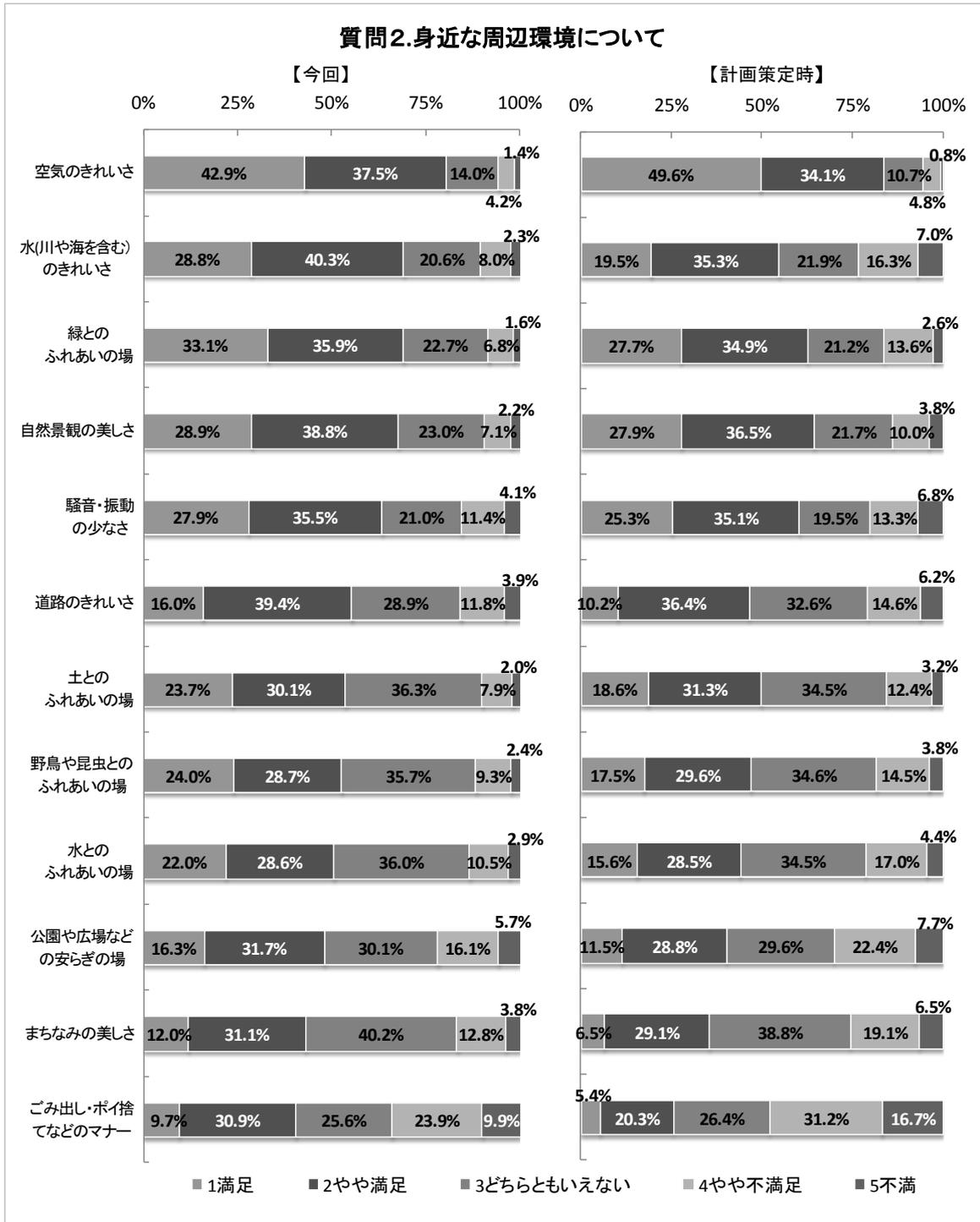
質問1. 住みやすさについて

「住みやすい」または「やや住みやすい」と答えた人は合わせて83.8%(計画策定時84.1%)で、逆に「住みにくい」または「やや住みにくい」と答えた人は合わせて5.1%(計画策定時5.8%)と、計画策定時とほぼ同じでした。



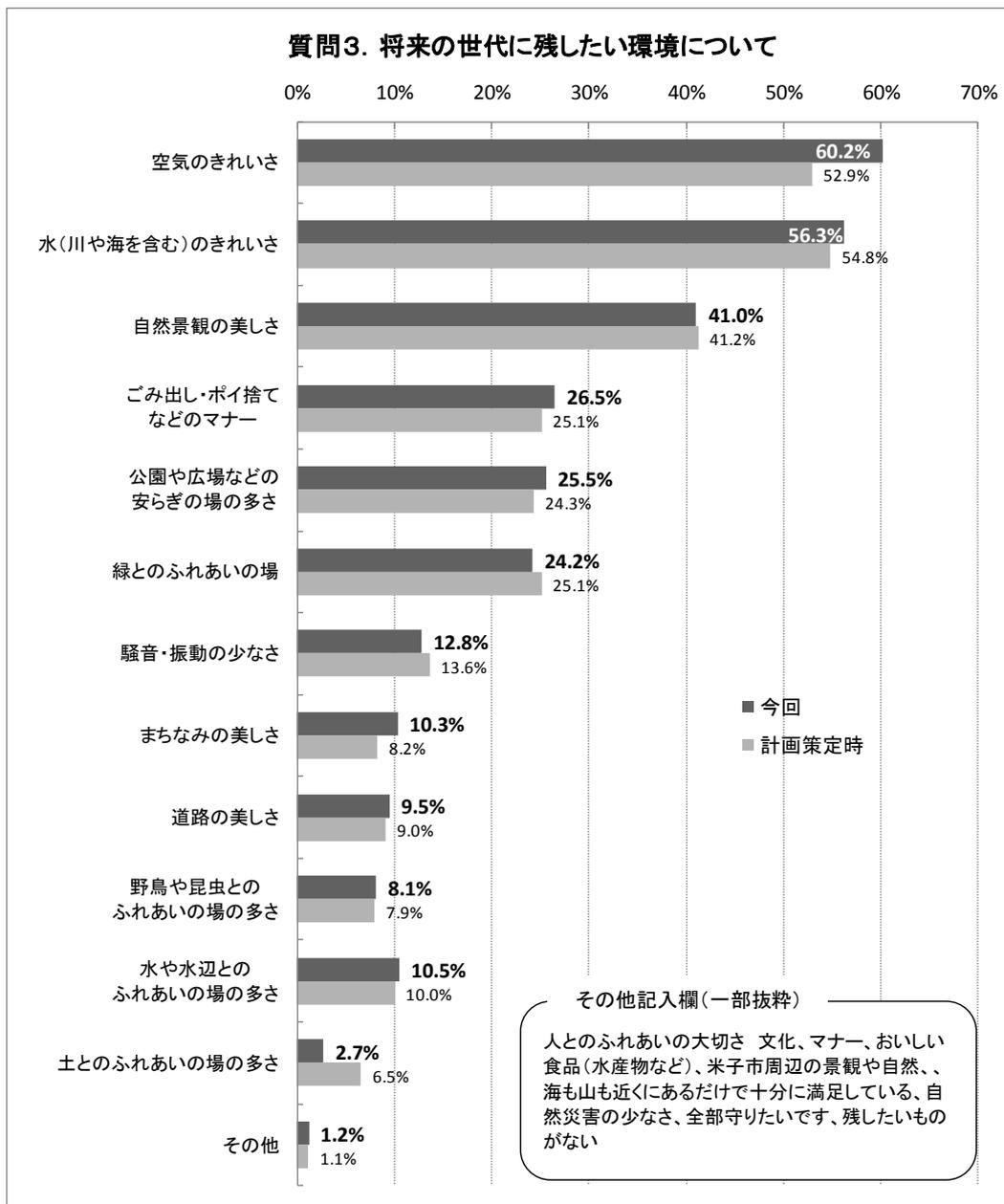
質問2. 身近な周辺環境について(複数回答あり)

もっとも満足度が高い項目が”空気のきれいさ”、もっとも満足度が低い項目が、”ごみ出し、ポイ捨て等のマナー”というのは計画策定時と変わりませんが、ほぼ全ての項目で計画策定時より満足度が増加しています。特に“水(川や海を含む)のきれいさ”(14.3%増)と”ごみ出し、ポイ捨て等のマナー”(15.0%増)は大幅に満足度が増加しました。



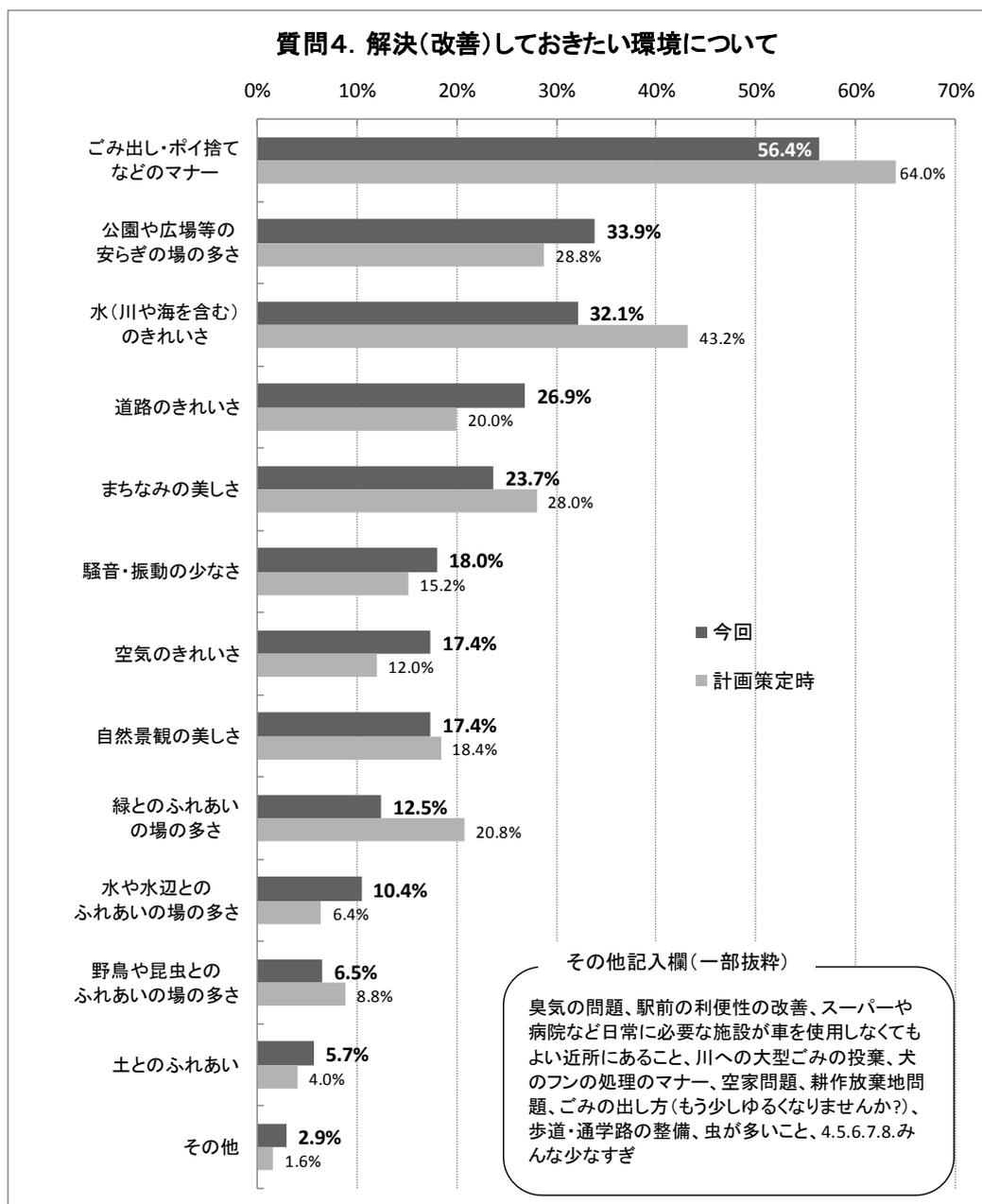
質問3. 将来の世代に残したい環境について(複数回答あり)

多少数値の増減はあるものの、全体的には策定時とほぼ同様の結果となっています。ただ、計画策定時以降に高まってきたPM2.5への関心からか、「空気のきれいさ」(計画策定時より5.3%増)がもっとも上位となっています。



質問4. 解決(改善)しておきたい環境について(複数回答あり)

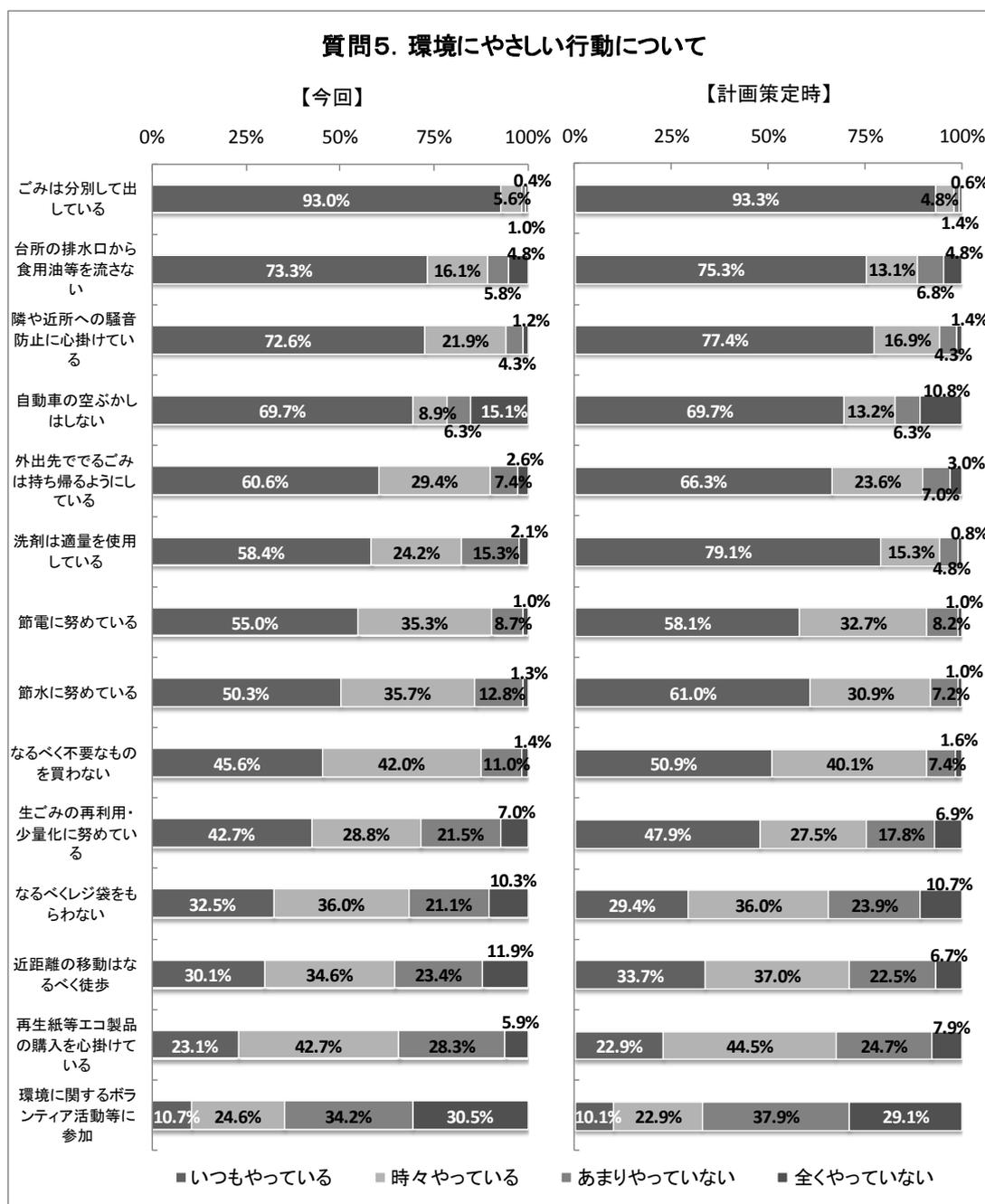
計画策定時と同様に「ごみ出し・ポイ捨てなどのマナー」が断トツの最上位となっていますが、質問2で満足度が上昇していることと関連して、「ごみ出し・ポイ捨てなどのマナー(7.7%減)」及び「水(川や海を含む)のきれいさ(9.3%減)」の数値は下がっています。



【環境に対する取り組みについて】

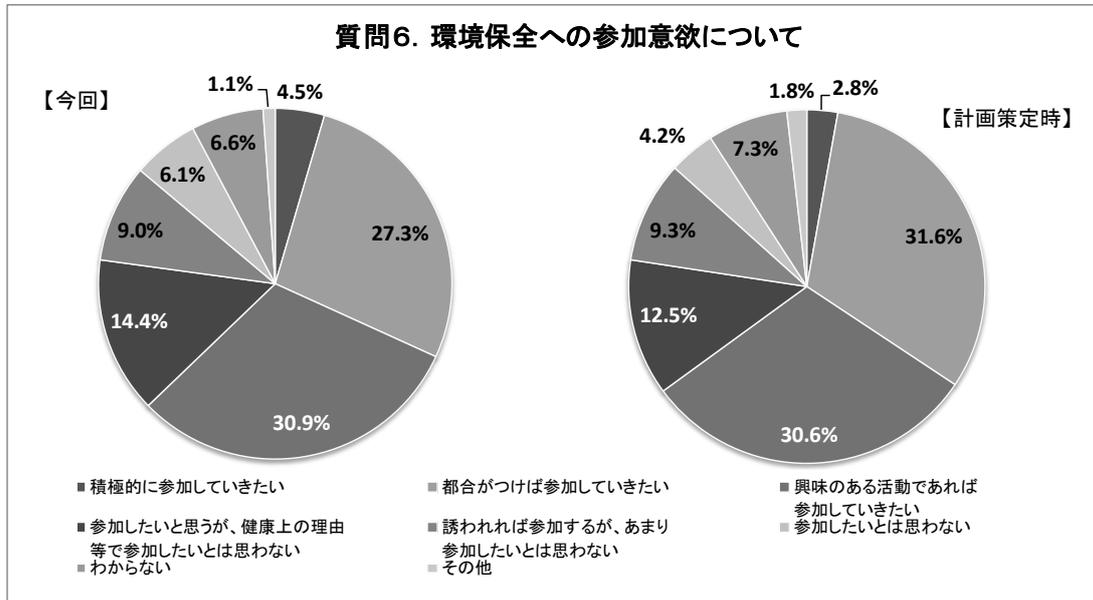
質問5. 環境にやさしい行動について

計画策定時と比較して、「いつもやっている」が上昇している項目もいくつかありますが、下落している項目が多くなっています。「環境に関する行事やボランティア活動に参加や協力している」については、64.4%（計画策定時67%）が「全くやっていない」、「あまりやっていない」状況となっています。



質問6. 環境保全への参加意欲について

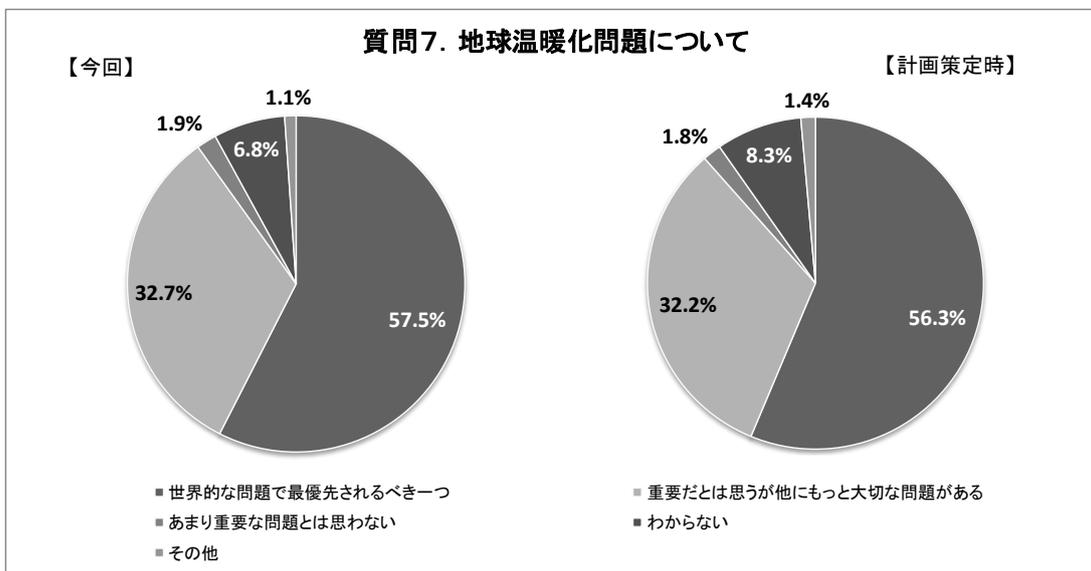
「積極的に参加していきたい」は割合は大きくないものの、計画策定時より上昇しました。上位は「興味のある活動であれば参加していきたい」、「都合がつけば参加していきたい」となっています。



【地球温暖化問題について】

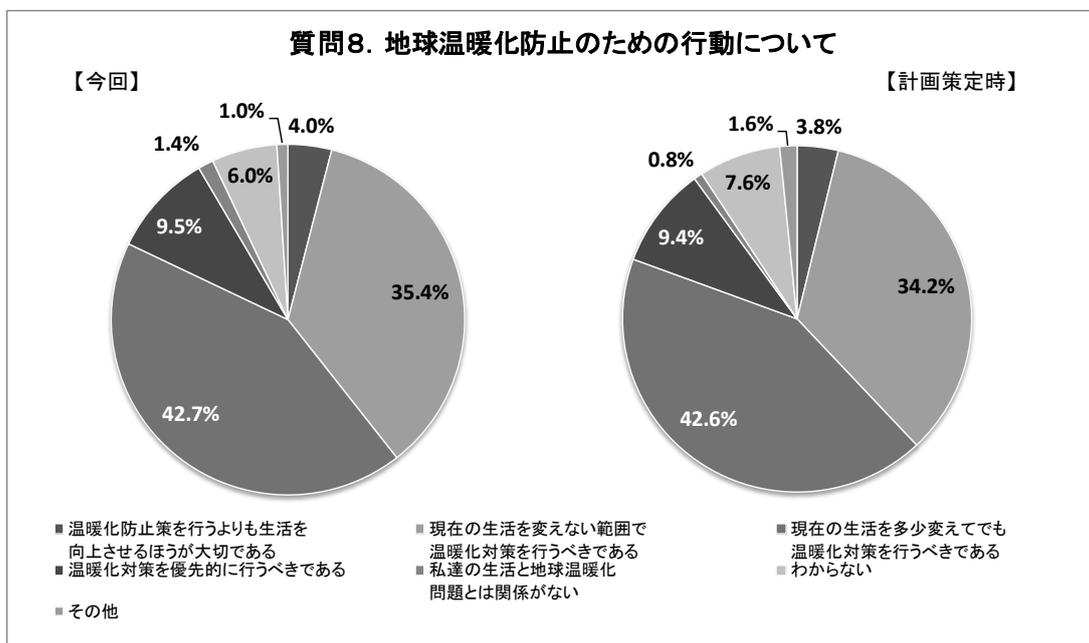
質問7. 地球温暖化問題について

計画策定時とほとんど変動がなく、「世界的な問題で最優先されるべき一つ」と答えた人が最も多く、次いで「重要だとは思いますが他にもっと大切な問題がある」となっています。



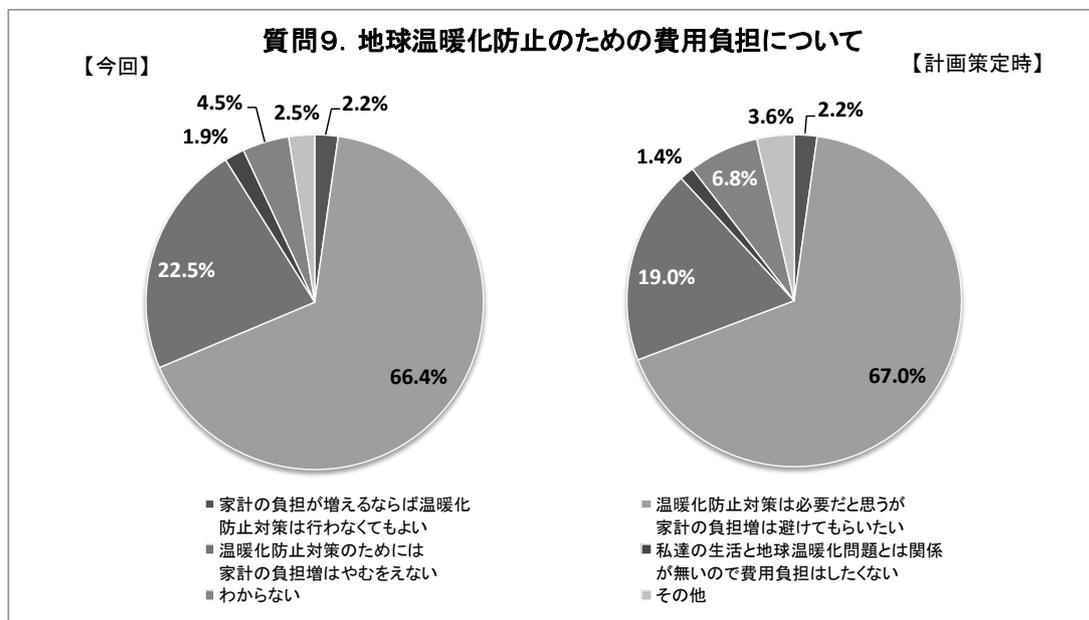
質問8. 地球温暖化防止のための行動について

計画策定時とほとんど変動がなく、「現在の生活を多少変えてでも温暖化対策を行うべきである」と答えた人が最も多く、次いで「現在の生活を変えない範囲で温暖化対策を行うべきである」となっています。



質問9. 地球温暖化防止のための費用負担について

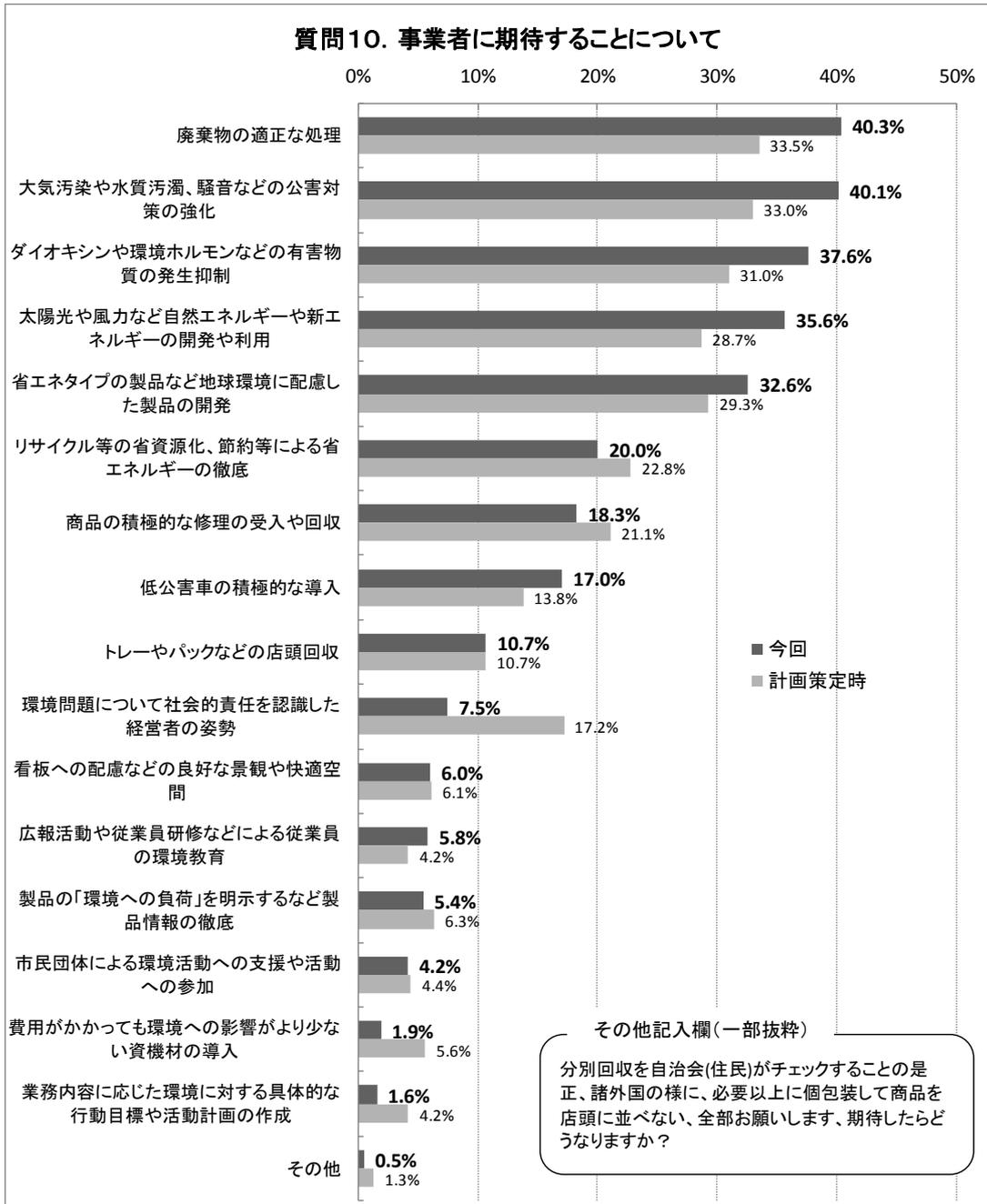
計画策定時とほとんど変動がなく、「温暖化防止対策は必要だと思うが家計の負担増は避けたい」という回答が最も多く、次いで「温暖化防止対策のためには家計の負担増はやむをえない」となっています。



【事業者や行政に期待することについて】

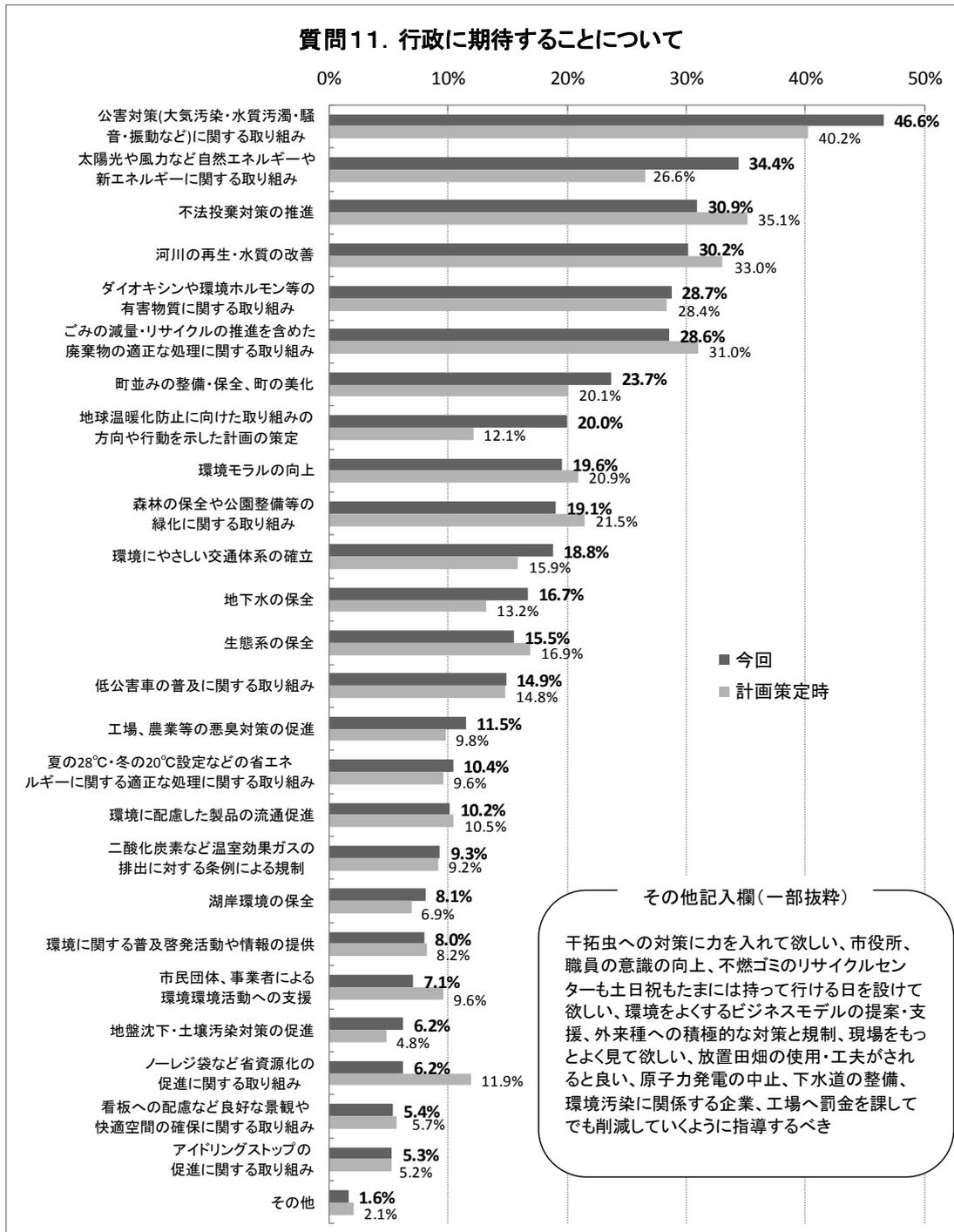
質問10. 事業者に期待することについて

上位3項目は計画策定時と変動がないものの、それぞれの割合は5%以上増加しており、事業者への期待も高まっていることが伺えます。



質問11. 行政に期待することについて

最も多い回答は、計画策定時と同じく「公害対策に関する取り組み」で、数値的にも上昇しています。次いで、「自然エネルギーや新エネルギーに関する取り組み」、「不法投棄対策の推進」でした。



質問6～9 その他記入欄(一部抜粋)

質問6. 環境保全への参加の意欲について

- ・一人で気のついた所をしている
- ・必要性を感じる取り組みには参加していきたい
- ・日時、場所、内容により決めたい
- ・参加したいと思うけど、仕事の都合で(休日が無い)出来ない
- ・高齢者のため参加が出来ない
- ・年齢、体調上の理由で不可能

質問7. 地球温暖化問題について

- ・市民より先に国や県、市、産業界が包括的に率先して取り組むべき
- ・本当に温暖化かどうか不明、科学的な裏付けがない
- ・日本のハイテク技術ならいつでもできるがしなないだけ
- ・人間が便利さを求めている現状であり、何かを求めれば、何かを失う現状であると思う。その為どうしたらよいかは……。である
- ・地球を汚す事が大きな問題であり、その中に温暖化問題があるということと思います。
- ・木質燃料の活用をもっともっと拡大推進して行く事

質問8. 地球温暖化防止のための行動について

- ・化石燃料は使わないで、原子力や太陽光、水力等へとにかく早く
- ・国がとりくむべき問題である
- ・政策ですべきと考える。意識は十分ある
- ・国益、企業益の前では空念仏
- ・対策も必要だが、市民や地方自治体レベルでは効果は無い(と思う)。であれば、温暖化対策の名のもとに不必要に生活を、経済を制約すべきでないと思う。
- ・バス、電車をもっと使いやすくとのえる。車をへらす。
- ・森林、樹木の適切な維持管理を世界的に行うべき。

質問9. 地球温暖化防止のための費用負担について

- ・温暖化防止対策は必要ですが負担費用はスライドで...
- ・水や空気を保全している山林所有者への支援が大切
- ・防止策で捻出する。個人負担ゼロ
- ・今の税金内でやりくりして。無駄が多すぎる
- ・納得できる対策に対しての費用負担であれば負担しようと思う
- ・費用負担以外のところでまだまだやれることが残っていると思う。
- ・温暖化防止対策は必要であるが、一般家庭の負担だけにたよらず、国や行政が行うべき事を先にして欲しい
- ・温暖化防止のために費用負担ということがわからない(何について必要になるのか)
- ・もちろん私たちの生活での努力は必要だが、諸外国の努力のほうが急務だと考える。
- ・国、地方自治体、企業が負担すべきである。
- ・所得に合わせた対策を検討してほしい

米子市の環境に関する市民アンケート調査結果(事業所編)

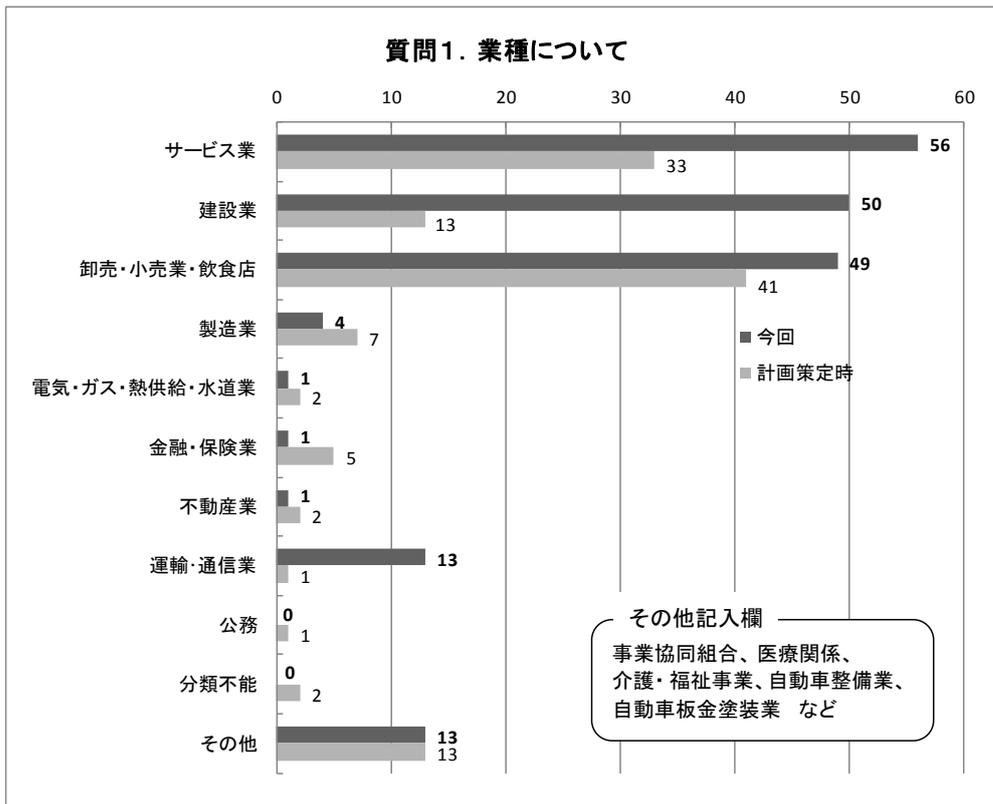
環境基本計画の見直しに当たり、環境に対する意識や事業所における省エネの取り組み状況等の変化を把握することを目的に、計画策定時に実施したものと同様のアンケートを実施しました。

●調査概要●

調査期間	平成27年5月29日～6月15日
調査対象	米子市内所在の企業から無作為に抽出
配布・回収方法	郵送による配布・回収
配布数	500社
回収数(回収率)	177社(35.4%)

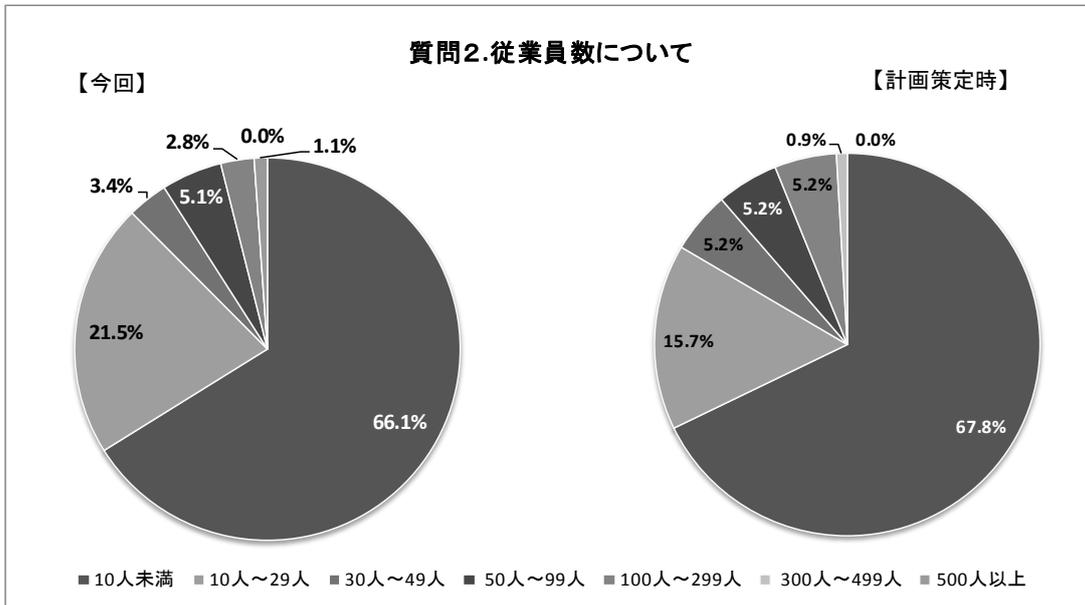
質問1. 業種について

回答者の中で多かったのが「サービス業」で、次いで「建設業」、「卸売・小売業・飲食店」となっています。(選択肢のうち、農業、林業、漁業、鉱業、運輸・通信業、公務の回答者はなし)



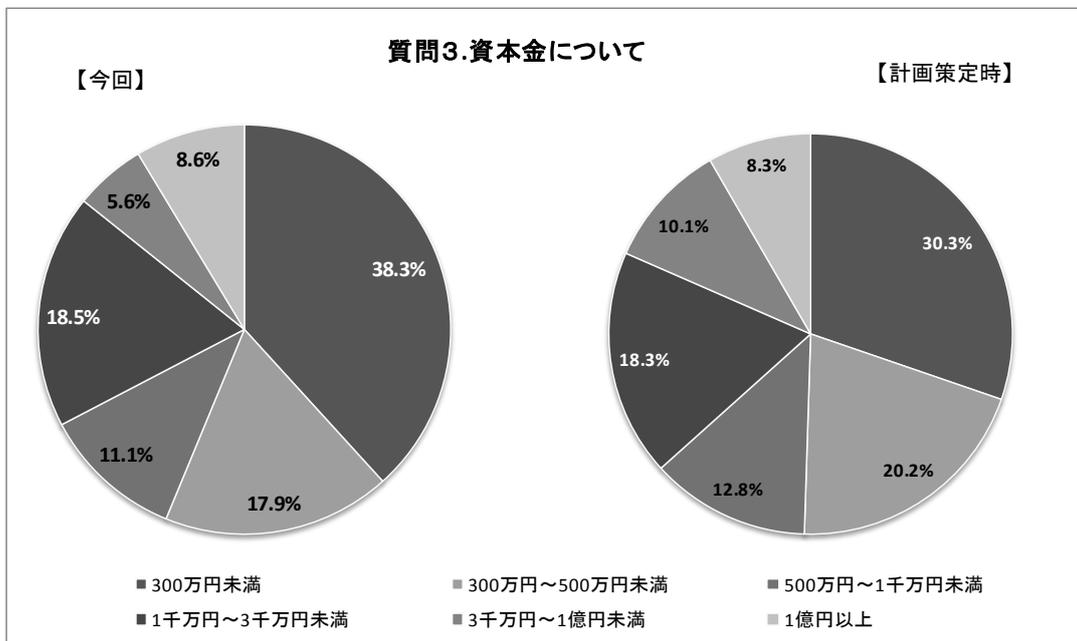
質問2. 従業員数について

計画策定時とほぼ同様で、「10人未満」との回答が最も多く、次いで「10人から29人」までとなっており、これらを合わせると87.6%になります。



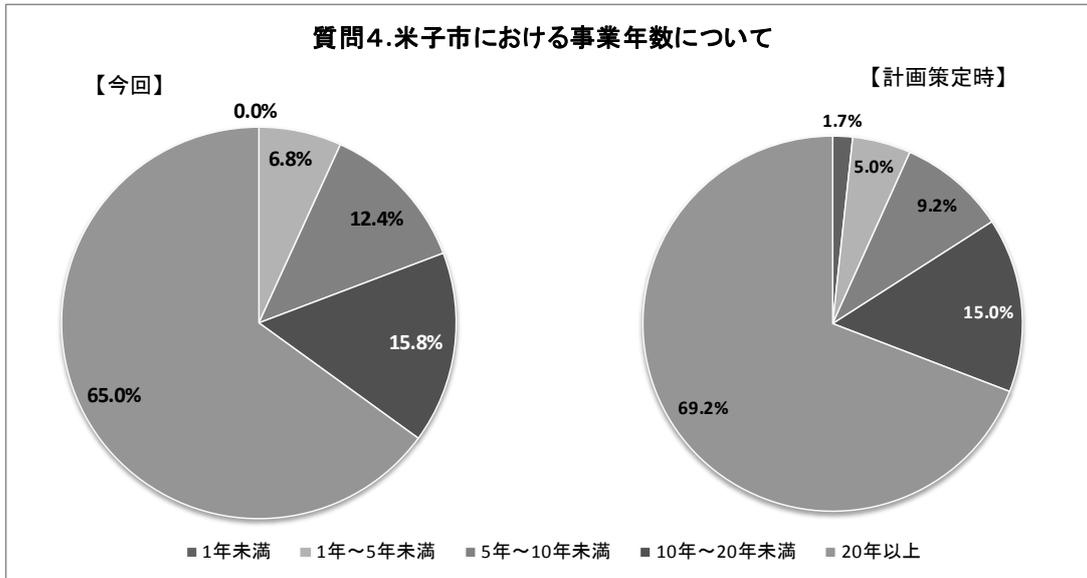
質問3. 資本金について

計画策定時とほぼ同様で、「300万円未満」が最も多く、次いで「300万円から500万円未満」となっています。



質問4. 米子市における事業年数について

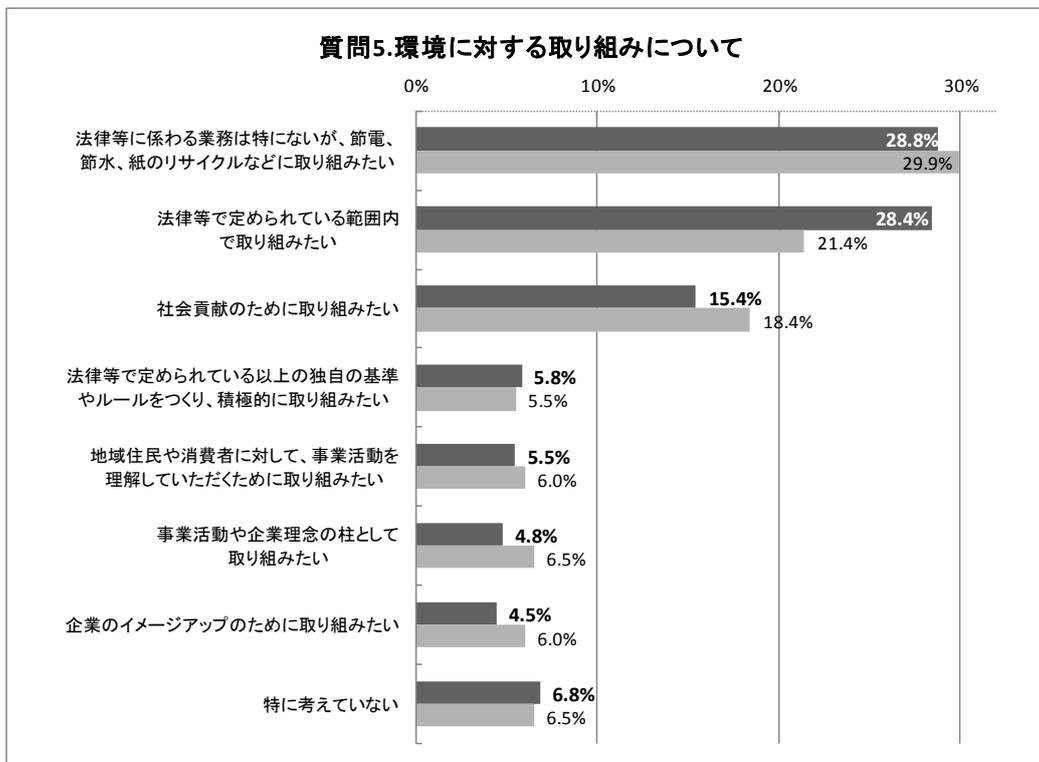
計画策定時とほぼ同じで、「20年以上事業を行っている」との回答が最も多くなっています。



【環境に対する取り組みについて】

質問5. 環境にやさしい取り組みについて(複数回答あり)

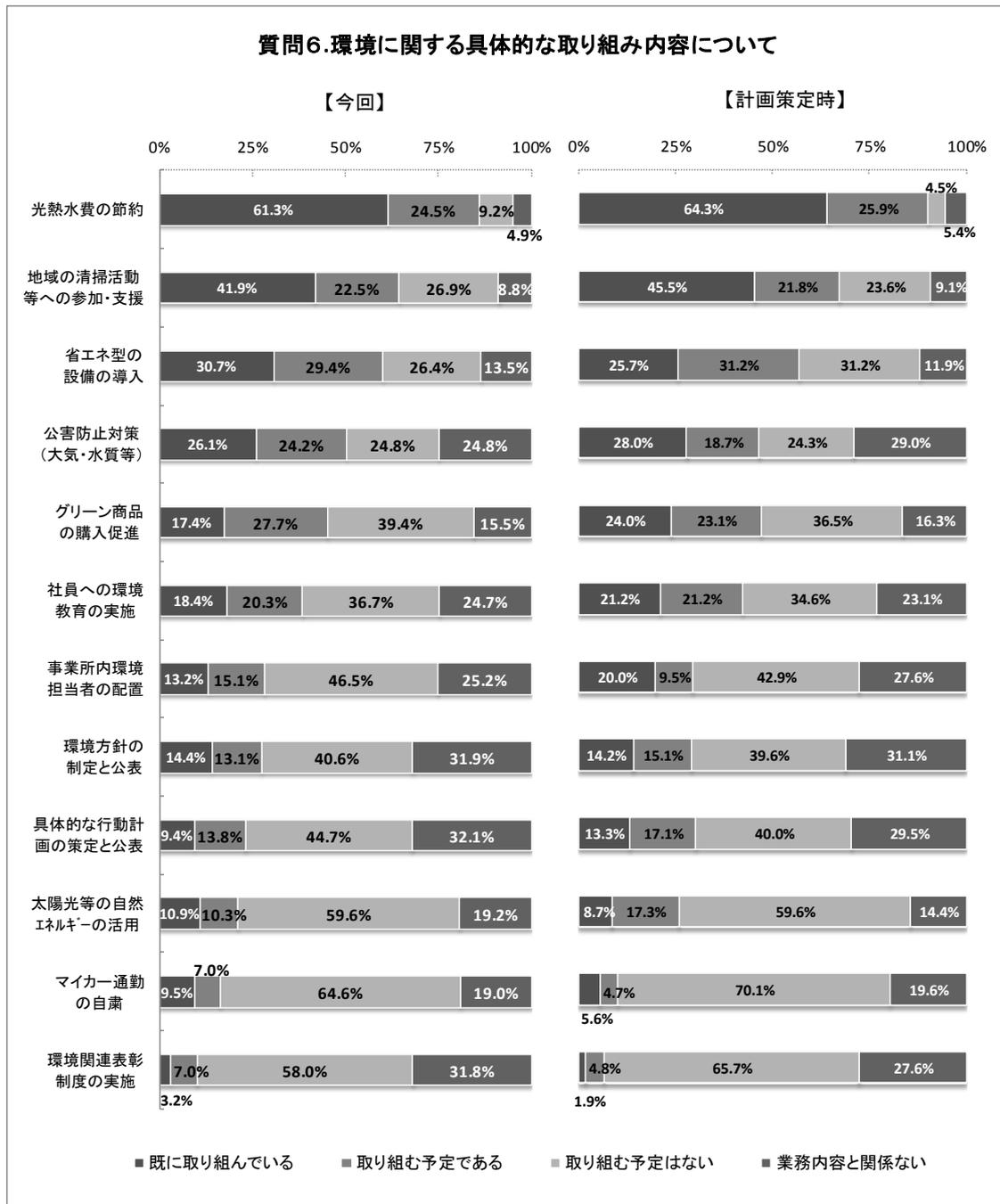
総回答の内上位3項目は計画策定時と同じでした。増減のもっとも大きいのは「法律等で定められている範囲内で取り組みたい」で、7%増となっています。



【環境にやさしい具体的な取り組みについて】

質問6. 環境に関する具体的な取り組み内容について

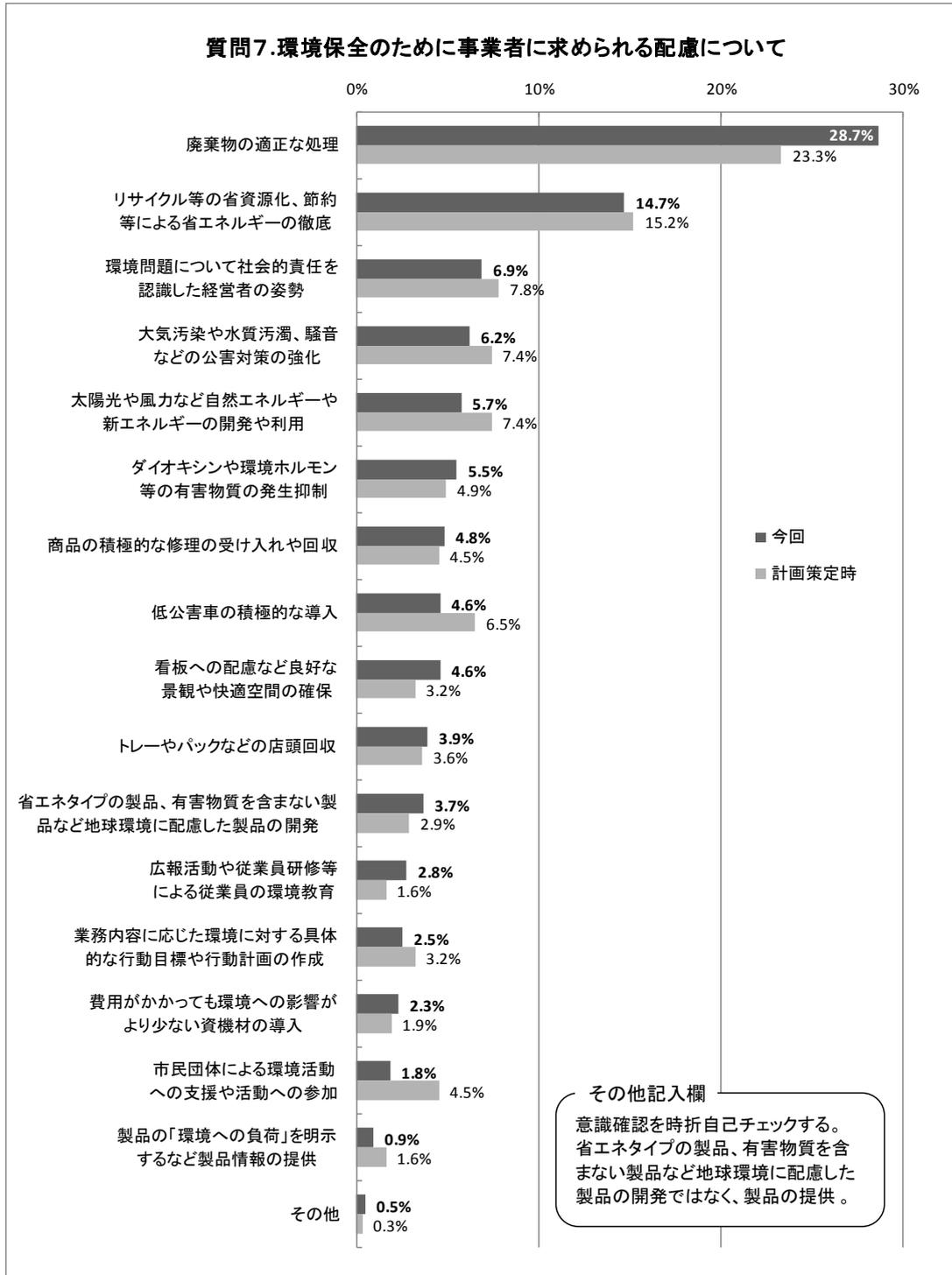
計画策定時とほぼ同様の結果となっています。「光熱水費の節約」、「地域の清掃活動等への参加・支援」などへの取り組みはある程度定着しているものの伸びはなく、「マイカー通勤の自粛」は若干増加しているものの、約65%が取り組む予定はないとしています。



【環境を改善するための今後の活動について】

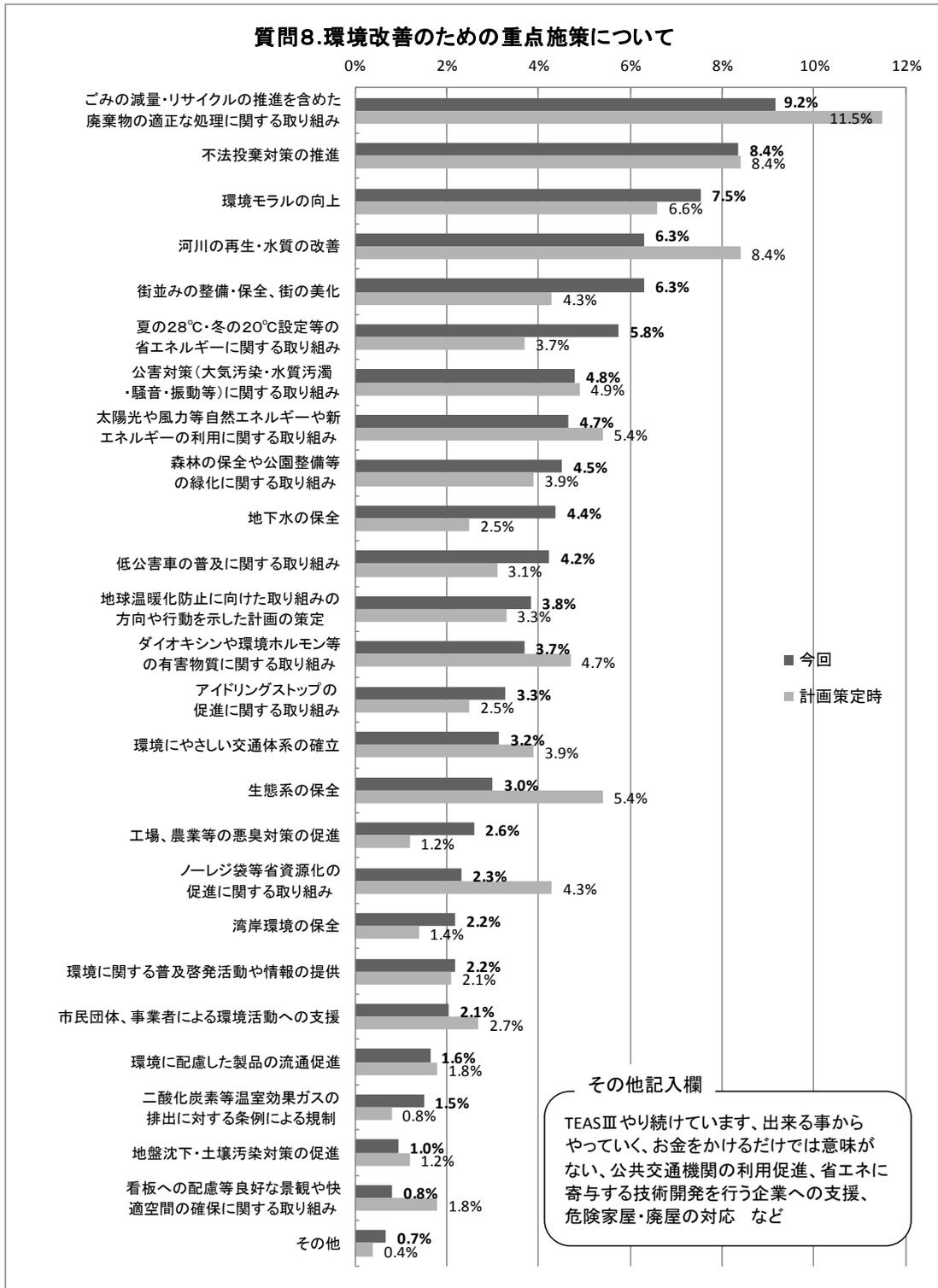
質問7. 環境保全のために事業者求められる配慮について(複数回答あり)

計画策定時とほぼ同様の結果となっており、もっとも上位の「廃棄物の適正な処理」は約5%増となっています。



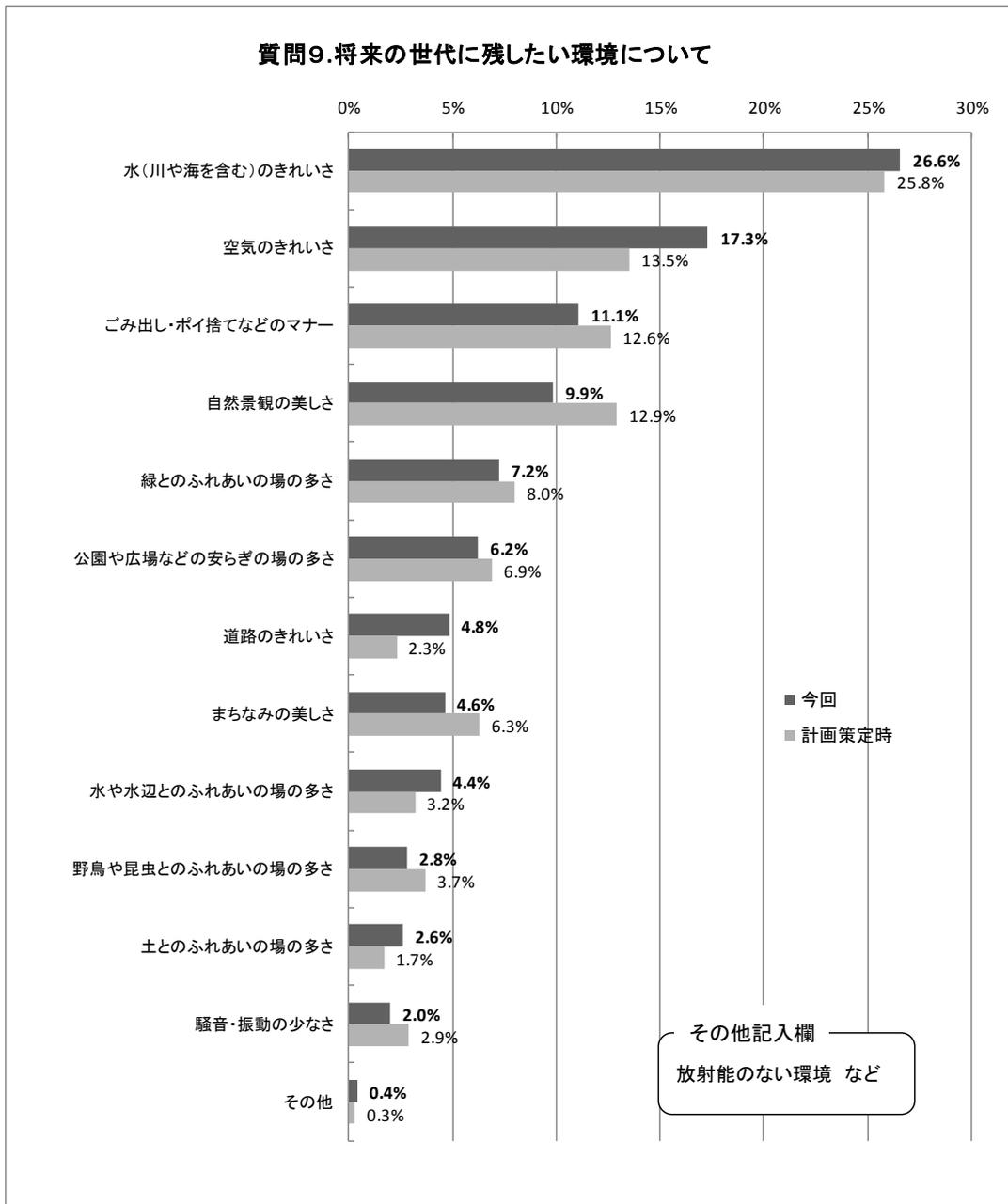
質問8. 環境改善のための重点施策について(複数回答あり)

今回のアンケートでは、「ごみの減量・リサイクルの推進を含めた廃棄物の適正な処理に関する取り組み」、「不法投棄対策の推進」、「環境モラルの向上」が上位3項目となりました。



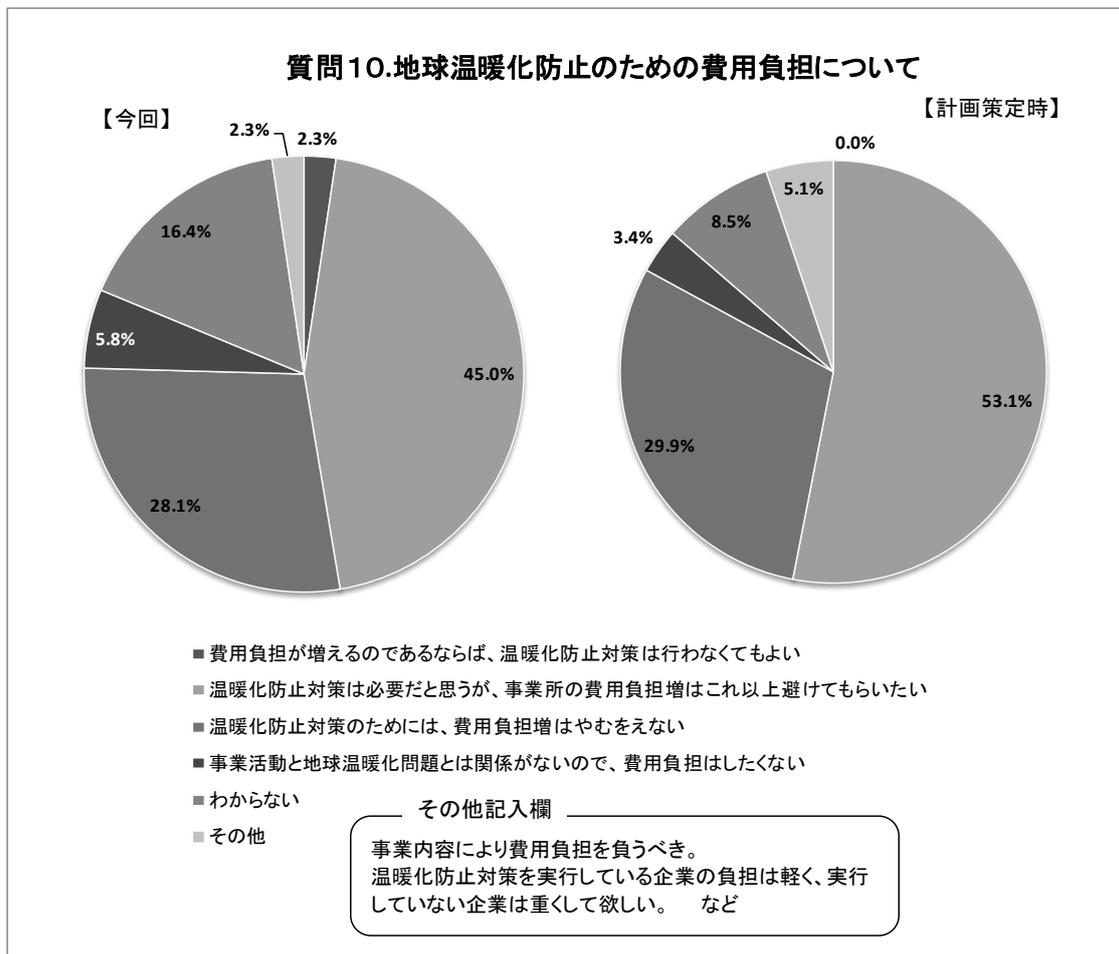
質問9. 将来の世に残したい環境について(複数回答あり)

計画策定時と同様に、「水(川や海を含む)のきれいさ」が断トツの最上位であり、次いで「空気のきれいさ」、「ごみ出し・ポイ捨てなどのマナー」となっています。



質問10. 地球温暖化防止のための費用負担について

「温暖化防止対策のためには、費用負担増はやむをえない」は、計画策定時とほぼ同じで30%弱にとどまっています。一方、「費用負担増はこれ以上避けてもらいたい」、「費用負担はしたくない」を合わせると50%以上となります。



中間見直し策定の経緯

策定経過

年 月 日	報告・検討内容等
平成 27 年 5 月～6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民アンケート調査（市民 3,000 人）5 月 31 日～6 月 14 日 ・ 市民アンケート調査（事業所 500 社）5 月 29 日～6 月 15 日
平成 27 年 10 月 20 日	平成 27 年度 第 1 回環境審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 米子市環境基本計画の中間見直しについて【諮問】 ・ 市民アンケート調査結果（市民）について
平成 28 年 2 月 18 日	平成 27 年度 第 2 回米子市環境審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民アンケート調査結果（地域別・年代別）について ・ 市民アンケート調査結果（事業所）について ・ 米子市環境基本計画 2011-2020 の進捗状況の検証について
平成 28 年 5 月 27 日	平成 28 年度 第 1 回米子市環境審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 米子市環境基本計画 2011-2020 [2016 中間見直し] 素案について
平成 28 年 8 月 1 日	平成 28 年度 第 2 回米子市環境審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 米子市環境基本計画 2011-2020 [2016 中間見直し] 原案について
平成 28 年 8 月 17 日	米子市議会市民福祉委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 米子市環境基本計画 2011-2020 [2016 中間見直し] 原案について
平成 28 年 9 月 12 日 ～ 10 月 11 日	市民意見公募手続（パブリックコメント）の実施
平成 28 年 11 月 15 日	平成 28 年度 第 3 回米子市環境審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 米子市環境基本計画 2011-2020 [2016 中間見直し] 案について
平成 28 年 11 月 28 日	米子市環境基本計画 2011-2020 [2016 中間見直し]【答申】
平成 28 年 12 月 5 日	米子市環境基本計画 2011-2020 [2016 中間見直し]【策定】

■米子市環境審議会委員名簿

委員名	役職名	備考
黒 沢 洋 一	鳥取大学医学部教授	会 長
岡 本 幹 三	鳥取大学医学部特任教員	
清 家 泰	島根大学大学院総合理工学部研究科教授	
國 井 秀 伸	島根大学汽水域研究センター教授	
藤 井 雄 三	米子工業高等専門学校物質工学科教授	
越 智 浩 明	鳥取県西部総合事務所生活環境局長	
谷 本 晴 美	鳥取県西部農業協同組合代表理事組合長	
武 良 賢 治	米子市漁業協同組合代表理事組合長	
但 馬 清 美	米子市商工会議所事務局長	
松 本 眞	米子市自治連合会会長	副会長
長谷川 武 司	とっとり環境ネットワーク推薦委員	
新 田 ひとみ	I女性会議鳥取県本部事務局長	
谷 本 恵 美	鳥取県立人材育成センター講師 「くらしラボ」代表	
西 江 順 子	(一社)鳥取県助産師会理事	
(任期：平成27年10月20日～平成29年10月19日まで)		

諮問・答申

■諮問書

発米環政第 768 号
平成 27 年 10 月 20 日

米子市環境審議会
会長 黒 沢 洋 一 様

米子市長 野 坂 康 夫

「米子市環境基本計画」の中間見直しについて（諮問）

米子市環境基本条例第 19 条第 2 項の規定により、下記について諮問いたします。

記

米子市環境基本計画（米子市環境基本条例第 8 条第 1 項）の中間見直しについて

■答申書

平成 28 年 11 月 28 日

米子市長 野 坂 康 夫 様

米子市環境審議会
会長 黒 沢 洋 一

平成 27 年 10 月 20 日付けで諮問を受けた「米子市環境基本計画」の中間見直しについて、本審議会では慎重に審議を重ねた結果、米子市環境基本計画中間見直し（案）を妥当なものと認めましたので答申します。

なお、計画の推進に当たっては、審議の過程で出された意見・提言等を十分に尊重されるとともに、本計画に掲げた施策が着実に実施されるよう要望します。

米子市環境基本条例

平成17年3月31日 条例第95号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 環境基本計画等（第7条－第10条）

第2節 環境施策（第11条－第18条）

第3章 米子市環境審議会（第19条－第24条）

附則

私たち米子市民は、碧輝く日本海を望み、秀峰大山に連なる緑あふれる山々に抱かれながら、地域固有の文化を育みつつ、長い歴史を形作ってきた。これら豊かな自然の恵みをはじめとする地域の環境は、先人から受け継いだかけがえのない市民の財産であり、私たちが健康で文化的な生活を営むために欠くことのできないものである。

しかし、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動の拡大や資源浪費型の生活形態への変化は、生活の利便性を高めていく一方で、環境への負荷を急速に増加させ、身近な地域の自然環境や生活環境のみならず、すべての生物の生存基盤である地球環境にまで大きな影響を及ぼしてきている。

このような現状を認識した上で、人と自然との共生と資源の循環を基本として、環境の保全及び快適な環境の創造に努め、より良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことが、今、人類すべてに課せられた重大な責務である。

私たち米子市民は、一人ひとりの行動と連携により、自然、歴史、文化等地域の特性を生かした環境の保全及び快適な環境の創造に努めるとともに、より良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことを決意し、ここに条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び快適な環境の創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について基本理念を定め、市、市民及び事業者の果たすべき責務及び役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来における市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状況又は水底の底質が悪化する

ことを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採取のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその成育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者の公平な役割分担と連携により、すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる環境を確保し、これを確実に将来の世代に引き継いでいくことを目的として行わなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を図るとともに、歴史、文化等地域の特性を生かした潤いと安らぎのあるまちづくりを目的として行わなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、資源の循環を図ることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を目的として行わなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であり、すべての者がこれを自らの問題として認識し、日常生活及びあらゆる事業活動において着実に取り組むことにより、積極的に推進しなければならない。

(市の責務及び役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策(以下「環境施策」という。)を策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、市民及び事業者の自主的な環境の保全及び創造に関する取組を支援するとともに、これに協力するものとする。

(市民の責務及び役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の排出の抑制等、環境への負荷を低減するように努めなければならない。

- 2 市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に取り組むとともに、環境施策並びに市及び事業者が実施する環境の保全及び創造に関する活動に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務及び役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任において、事業活動に伴って生ずる公害を防止するとともに、環境を保全するために必要な措置を積極的に講じなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動において、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の発生及び排出の抑制等を推進するとともに、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するように努めなければならない。
- 3 事業者は、環境の保全及び創造に自ら積極的に取り組むとともに、環境施策並びに市及び市民が実施する環境の保全及び創造に関する活動に協力するように努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 環境基本計画等

(環境施策の基本方針)

第7条 市は、環境施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、施策相互の連携を図るとともに、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 市民の健康の保護及び快適な生活環境の確保
- (2) 人と自然とのふれあいの確保及び生態系に配慮した自然環境の保全
- (3) 地域の特性を生かした景観の形成その他自然、文化、産業等の調和の取れた快適な環境の創造
- (4) 資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の推進

(5) 地球環境保全に資する取組の推進

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標

(2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるように努めるとともに、第19条第1項の米子市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての環境への配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合性を図るとともに、環境への負荷の低減並びに環境の保全及び創造について配慮するものとする。

(年次報告)

第10条 市長は、市の環境の状況、環境施策の実施状況等について、毎年度市の環境に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2節 環境施策

(環境教育等の推進)

第11条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての関心と理解を深め、環境に配慮した日常生活及び事業活動ができるように、環境の保全及び創造に関する教育並びに市民及び事業者の自主的な学習及び活動を推進するものとする。

(情報の収集及び提供)

第12条 市は、環境の状況その他環境の保全及び創造に関する情報を収集するとともに、市民に対してこれを適切に提供するように努めるものとする。

(公害等の防止)

第13条 市は、公害を防止するために必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するために必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(助成及び負担)

第14条 市は、市民及び事業者が行う環境への負荷の低減のための自主的な活動を促進するため、助成その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、環境への負荷を低減するために必要があると認めるときは、市民及び事業者に対し、必要な範囲において負担を求めることができる。

(資源の循環的利用等の促進)

第15条 市は、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の促進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、再生資源その他環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用の促進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第16条 市は、市民及び事業者と連携し、環境施策を計画的かつ効果的に推進するために必要な体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第17条 市は、地球環境保全及び広域的な取組を要する環境施策について、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

(監視体制等の整備)

第18条 市は、環境の状況を把握し、環境施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、調査等の体制の整備に努めるものとする。

第3章 米子市環境審議会

(設置及び所掌事務)

第19条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関して基本的な事項を調査審議するため、米子市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する重要な事項

3 前項に定めるもののほか、審議会は、環境の保全及び創造に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第20条 審議会は、委員25人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 民間団体の代表者

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第21条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第22条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(部会)

第23条 審議会に、必要に応じて部会を置き、会長の指名する委員をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

3 部会長は、部会を代表し、部会に関する事務を総括する。

4 部会長は、部会において調査審議した事項を審議会に報告するものとする。

(委任)

第24条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年3月31日から施行する。